

## ○マイナ保険証への移行に伴う要介護認定申請について

特定個人を識別するための番号利用等に関する法律等の一部改正に伴い、令和6年12月2日から、現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

そのため、要介護認定を申請する際に第2号被保険者である場合は、当該第2号被保険者の健康保険証の提示をお願いしておりますので以下のとおり資料の提示をお願いいたします。

## ○第2号被保険者(医療保険に加入している40歳~64歳の人)の医療保険証の確認方法

第2号被保険者の確認については、マイナンバーを用いた情報連携を実施するため、申請時に時間を要す可能性がありますので予めご了承ください。

ただし、当該情報連携により確認することが難しい場合には、申請者等の状況に応じて、以下のとおり確認させていただきます。

申請者の状況	提出方法
マイナ保険証を保有している	・申請者に、マイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報画面の提示又は自身のスマートフォン等でマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報が表示された画面 ・申請者の、資格情報のお知らせ(※1) (本人の申請等により「資格確認書(※2)」が交付されている場合は「資格確認書」) 等
マイナ保険証を保有していない	・申請者の、資格確認書(※2) 等

※1 医療保険者から、マイナ保険証を保有している者(資格確認書(※2)が交付された者を除く。)等に対して交付される、氏名・生年月日、医療保険の被保険者番号、保険者情報等が記載された書面

※2 医療保険者から、マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者等に対して交付される、氏名・生年月日、医療保険の被保険者番号、保険者情報等が記載された書面(原則として本人の申請に基づき交付されるものであるが、当分の間は、本人の申請によらずに交付される。)

○現行の健康保険証が利用可能な期間(令和6年12月2日から令和7年12月1日まで(※3))においては、申請者等に、申請時点において有効な健康保険証の提示を求めることにより確認します。

※3 健康保険証の有効期限が令和7年12月1日より前に切れる場合はその有効期限まで。